

【センターの利用について】

Q1 障害者職業センターを利用するにはどうしたらよいですか？

A1 相談は予約制になっていますので、事前に電話（042-745-3131）またはE-Mail（kanagawa-ctr@jeed.go.jp）でご連絡ください。

なお、センター全体のご説明として利用説明会（本庁舎のみ）、リワーク支援では職場復帰支援説明会（準備支援室）を開催しています。

Q2 障害者手帳がなくても利用できますか？

A2 手帳の有無を問わず利用できます。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、就職、職場適応、復職等に支援を必要とされる方が対象となります。ただし、就職の際に利用される各種支援制度の多くが、障害者手帳を必要とします。

Q3 利用には費用がかかりますか？

A3 センターの利用には、費用はかかりません。ただし、交通費や手当などの給付はありません。交通費や昼食代は自己負担となります。

Q4 職業紹介はしてもらえますか？

A4 障害者職業センターでは職業紹介はしていませんが、ハローワークと連携して、就職に必要な様々な支援を行います。

Q5 職業訓練を受けられますか？

A5 障害者職業センターでは、職業に係る専門的な知識・技能を身につける訓練は実施しておりません。職業訓練については職業能力開発施設をご利用ください《参考：ハロートレーニング（公的職業訓練）コース情報》。なお、障害者職業センターでは就職に向けてご自身の長所や得意なこと、苦手なことなどを見極め、課題や苦手なことへの対処方法を検討する「職業準備支援」を実施しております。

Q6 カウンセリングを受けられますか？

A6 センターで行うカウンセリングは、職業選択や職業生活に関するものとなります。心理療法や治療的カウンセリングをご希望の場合は、専門機関（医療機関など）の利用をお願いします。

Q7 精神障害があります。主治医とはまだ就労についての相談をしていますが、センターで相談することができますか？

A7 精神障害のある方は、就職活動や就職後の職場適応において、主治医の継続的なケアが必要になります。そのため、相談の過程で主治医の考えをお訊ねしたり、情報交換をさせていただきますので、事前に主治医と就労についての相談をしてから障害者職業センターの利用をお考えください。

Q8 公務員は利用できますか？

A8 国や都道府県、市町村等の機関（※）に採用された方については、当センターの支援対象とはならないため、ハローワークをご利用ください（ただし、当センターを利用する方が国等の求人へ応募する場合、採用前までは支援を行っていますが、採用後については支援対象とはなりません）。

（※）国や都道府県、市町村等の機関：国及びその出先機関並びに地方公共団体に加え、独立行政法人のうち行政執行法人及び特定地方独立行政法人

Q9 障害者の家族ですが、障害者の就職について悩んでいます。家族だけで障害者職業センターを利用できますか？

A9 利用説明会については、ご家族だけでも参加いただけます。障害者職業センターのサービス内容をご家族が理解してからご本人に利用をお勧めになることが円滑な利用につながる場合も少なくありません。ご家族のお話をお聞きして助言させていただくことも可能ですので、お気軽にご参加ください。

【職業評価・相談について】

Q1 職業評価ではどのようなことをするのでしょうか？

A1 職業評価は、就職の可否判定、適職判定を行うものではありません。働く上でのセールスポイントやご本人が十分に力を発揮できる職場環境を理解したり、どのような支援があったら職場で安定して働いていけるのか（支援ポイント）を整理したりするために実施します。

生活歴や職業経験をお聞きするほか、職業適性検査、心理検査など個別に設定した内容で実施します。

職業評価の結果などに基づいて就職、職場適応、復職を目指した具体的取り組みのプラン（就職までの目標、職場定着のための留意事項、就職活動の方策、利用するサービスメニュー、支援機関の利用案内など）をまとめた職業リハビリテーション計画を策定します。

Q2 適職や就労の可否判定をしてもらえますか

A2 障害者職業センターでは、適職や就労の可否判定は行いません。あくまでも就職を希望されている方の職業能力や障害の特性の理解を深め、就職する上で課題とその対処について支援するものです。

Q3 利用説明会の内容と持ち物を教えてください。

A3 利用説明会では、1時間の中で、職業センターのサービス内容の説明を行います。説明を聞いていただき、当センターでの登録を希望される方には相談登録票の記入をお願いしております。なお、説明会当日は個別の相談を実施しておりませんが、相談を希望される方には、翌日以降にお電話にて予約をとっていただいております。

なお、持ち物は、筆記用具のみとなりますが、相談登録票には職歴・薬名を記載する欄がございますので、必要な方は履歴書等分かるものをお持ちいただければ助かります。

Q4 初回相談時に持っていくもの、用意すべきことはありますか？

A4 初回相談では、障害の状況、これまでの職歴や生活歴、就職に向けて支援して欲しいことなどをお聞きしますので、これらのことをご説明いただけるように整理をお願いします。なお、障害者手帳や主治医の意見書（診断書）などは、写しを取らせていただきますので、当日ご持参ください。